

静岡県公安委員会規則第1号

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月4日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県金属くず営業条例施行規則（昭和33年静岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 条例第4条の2の公安委員会で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）</u>で金属くず商になろうとすることに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（金属くず商の相続人である未成年者で金属くず商になろうとすることに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るア及びイに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号アからウまでに掲げる書類））</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 条例第4条の2の公安委員会で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 未成年者で金属くず商になろうとすることに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（金属くず商の相続人である未成年者で金属くず商になろうとすることに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るア及びイに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号アからウまでに掲げる書類））</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の者は、改正後の静岡県金属くず営業条例施行規則第3条第2項の規定の適用については、同項第1号ウに規定する未成年者には含まれないものとする。